

- preface -

まえがき

過去問を掲載！

資格試験では過去に出題された論点が繰り返し出題されることが多く、また、過去問を分析することでどのような勉強が必要なのかが見えてきますので、過去問は重要です。

本書は、2000年～2022年度の本試験問題を掲載しています（2000年、2006年の試験制度変更により出題されなくなった問題、論点が重なる問題等は掲載していません）。

学習カリキュラムに沿って問題を編集！

過去問を5肢択一式のまま掲載すると、問題に後で学習する論点が含まれており、学習していない論点も解かなければならない場合があります。

本書は、問題をカリキュラムに沿って選択肢ごとに編集しているので、効率よく学習することができます。

Subject. 1 | 本書の表記

01 問題の種類・重要度が一目でわかる！

6 法人の電子署名については、商業登記法に基づき法務省の登記官が作成した電子証明書を利用することができる。2006

7 電子署名法に基づき、認証事業者は、自然人および法人の本人性

▶ 行政書士過去問題マーク

行政書士試験の過去問題を意味します。数字は出題年です。

2006 …………… 2006 年度出題の行政書士過去問を意味します。

02 正誤チェック欄で自分の弱点を確認！

6 法人の電子署名については、商業登記法に基づき法務省の登記官が作成した電子証明書を利用することができる。2006

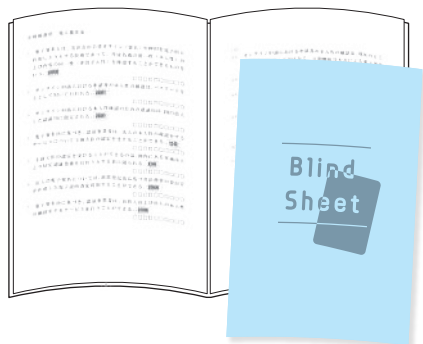
7 電子署名法に基づき、認証事業者は、自然人および法人の本人性

□の欄に、正誤の判断と理由付けができれば「○」、できなかったら「×」をつけてください。

記入例：☒☒☒☒☒☒☒☒☒☒

×が多い問題が弱点です。時間が足りないときは、弱点の問題を優先的に解きましょう。

03 ▶ ブラインドシートで繰り返し解く！



一肢ごとに問題を解くときも、目をそのまま右に移せばすぐに正解・解説がわかるので、時間の無駄なく学習を進められます。また、正解が見えてしまうのが気になる方は、巻末のブラインドシート（切り取ってご使用ください）で正解を隠して問題を解くことができます。

STEP

1

問題のポイントをつかむ

問題と解説をざっと読んで何がポイントとなるのかをつかみましょう。

STEP

2

理由づけを意識して問題を解く

選択肢1つごとに

「なぜ正しいのか」「なぜ誤っているのか」という理由付けができるようにしてください。

STEP

3

繰り返し解く

記憶は繰り返すことで定着します。合格するためには繰り返し解く(回転させる)ことが重要です。

最低7回転、できれば**10回転**を目標にしてください。そのため、問題には書き込みをせずに繰り返し解けるようにしておきましょう。

主要参考文献一覧

伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征『会社法〔第2版〕』（2012年、有斐閣）

江頭憲治郎『株式会社法〔第5版〕』（2014年、有斐閣）

前田庸著『会社法入門〔第12版〕』（2009年、有斐閣）

神田秀樹著『会社法〔第9版〕』（2007年、弘文堂）

相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法 千問の道標』（2006年、商事法務）

弥永真生『リーガルマインド 商法総則・商行為法〔第2版〕』（2006年、有斐閣）

近藤光男著『商法総則・商行為法〔第5版〕』（2006年、有斐閣法律学叢書）

江頭憲治郎・岩原紳作・神作裕之・藤田友敬編『別冊ジュリスト 会社法判例百選〔第2版〕』（2011年 有斐閣）

奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法1』（2010年、日本評論社）

奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法2』（2010年、日本評論社）

奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法3』（2009年、日本評論社）

- 1 取締役会または監査役を設置していない株式会社も設立することができる。2007
□□□□□□□□□□
- 2 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれも監査役を設置することができない。2016
□□□□□□□□□□
- 3 公開会社であり、かつ大会社は、譲渡制限株式を発行することができない。2020
□□□□□□□□□□
- 4 公開会社であり、かつ大会社は、会計監査人を選任しなければならない。2020
□□□□□□□□□□
- 5 公開会社である大会社は、会計参与を置いてはならない。2022
□□□□□□□□□□
- 6 公開会社ではない大会社は、会計監査人に代えて、会計参与を置くことができる。2022
□□□□□□□□□□
- 7 監査等委員会設置会社においては、3人以上の監査等委員である取締役を置き、その過半数は、社外取締役でなければならない。2021
□□□□□□□□□□
- 8 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものにおいては、3人以上の取締役を置き、その過半数は、社外取締役でなければならない。2021
□□□□□□□□□□
- 9 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれも会計監査人を設置しなければならない。2016
□□□□□□□□□□

- 1○ なお、「株主総会」と「取締役」を設置しない株式会社を設立することはできない。
- 2○ 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、監査役を置いてはならない（会社法327条4項）。
- 3× 公開会社とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう（会社法2条5号）。よって、公開会社であっても、発行する株式の「一部」を譲渡制限株式とすることはできる。
- 4○ 大会社は、会計監査人を置かなければならない（会社法328条）。なお、公開会社でなくても大会社は、会計監査人を置かなければならない。
- 5× 会計参与の設置は、原則として任意であり、公開会社である大会社は会計参与を置くことができる。
- 6× 大会社は会計監査人を設置しなければならない（会社法328条）。よって、公開会社ではない大会社が、会計監査人に代えて、会計参与を置くことはできない。
- 7○ 監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない（会社法331条6項）。
- 8× 公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社であっても、金融商品取引法上の一定の会社は、社外取締役を置かなければならない（会社法327条の2）。しかし、3人以上の取締役を置くうち、その過半数は、社外取締役でなければならないわけではない。
- 9○ 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない（会社法327条5項）。

10 監査等委員会設置会社は、定款で定めた場合には、指名委員会
または報酬委員会のいずれかまたは双方を設置しないことができ
る。2016

□□□□□□□□□□

11 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれ
も取締役会設置会社である。2016

□□□□□□□□□□

12 監査等委員会設置会社を代表する機関は代表取締役であるが、
指名委員会等設置会社を代表する機関は代表執行役である。2016

□□□□□□□□□□

- 10× 監査等委員会設置会社とは監査等委員会を置く株式会社をいう（会社法2条十一号の二）。指名委員会等設置会社は指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社をいう（会社法2条十二号）。監査等委員会設置会社においては、指名委員会等設置会社と異なり、指名委員会及び報酬委員会のいずれも置くことはできない。
- 11○ 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社は、いずれも取締役会を置かなければならない（会社法327条1項三号、四号）。
- 12○ 監査等委員会設置会社に置かれる代表取締役は、会社を代表する機関である（会社法349条4項）。指名委員会等設置会社に置かれる代表執行役は、代表取締役と同じく会社を代表する機関である（会社法420条3項、349条4項）。

- 1 複数の発起人がいる場合において、発起設立の各発起人は、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならないが、募集設立の発起人は、そのうち少なくとも1名が設立時発行株式を1株以上引き受ければよい。2015

□□□□□□□□□□

- 2 株式会社の定款には、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額を記載または記録しなければならない。2019

□□□□□□□□□□

- 3 株式会社の定款には、当該株式会社の目的、商号、本店の所在地、資本金の額、設立時発行株式の数、ならびに発起人の氏名または名称および住所を記載または記録しなければならない。2017

□□□□□□□□□□

- 4 発起設立または募集設立のいずれの方法による場合であっても、発行可能株式総数を定款で定めていないときには、株式会社の成立の時までに、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。2015

□□□□□□□□□□

- 5 発起設立において、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、発起人は、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。2022

□□□□□□□□□□

- 6 発起設立においては、発行可能株式総数を定款で定めている場合であっても、発起人は、株式会社の成立の時までに、その過半数の同意によって、発行可能株式総数についての定款を変更することができる。2022

□□□□□□□□□□

- 1× 各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない（会社法25条2項）。よって、募集設立の発起人は、そのうち少なくとも1名が設立時発行株式を1株以上引き受ければよいわけではない。
- 2○ 株式会社の定款には、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を記載し、又は記録しなければならない（会社法27条四号）。
- 3× 株式会社の資本金の額及び設立時発行株式の数を定款に記載又は記録する必要はない（会社法27条参照）。
- 4○ 発起設立または募集設立のいずれの方法による場合であっても、発行可能株式総数を定款で定めていないときには、株式会社の成立の時までに、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない（会社法37条1項、98条）。
- 5○ 発起設立において、発起人は、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない（会社法37条1項）。
- 6× 発起設立において、発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる（会社法37条2項）。

7 募集設立において、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、発起人は、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。2022

□□□□□□□□□□

8 募集設立においては、発行可能株式総数を定款で定めている場合であっても、株式会社の成立の時までに、創立総会の決議によって、発行可能株式総数についての定款を変更することができる。2022

□□□□□□□□□□

9 会社の成立により発起人が報酬その他の特別の利益を受ける場合には、報酬の額、特別の利益の内容および当該発起人の氏名または名称を定款に記載または記録しなければ、その効力を生じない。2012

□□□□□□□□□□

10 会社の設立に要する費用を会社が負担する場合には、定款の認証手数料その他会社に損害を与えるおそれがないものを除いて、定款に記載または記録しなければ、その効力を生じない。2012

□□□□□□□□□□

11 金銭以外の財産を出資する場合には、株式会社の定款において、その者の氏名または名称、当該財産およびその価額、ならびにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数を記載または記録しなければ、その効力を生じない。2017

□□□□□□□□□□

12 発起人は、設立時発行株式を引き受ける者の募集をする旨を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。2015

□□□□□□□□□□

- 7× 募集設立において、発行可能株式総数を定款で定めていない場合に、創立総会を招集することができるときは、株式会社の成立の時までに、創立総会の決議によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない（会社法98条）。
- 8○ 募集設立において、発行可能株式総数を定款で定めている場合であっても、創立総会の決議によって、定款の変更をすることができる（会社法96条）。
- 9○ 本肢の事項（発起人の報酬・特別の利益）は相対的記載事項であり、定款に記載又は記録しなければ、その効力を生じない（会社法28条三号）。
- 10○ 本肢の事項（設立費用）は相対的記載事項であり、定款に記載又は記録しなければ、その効力を生じない（会社法28条四号）。
- 11○ 本肢の事項（現物出資）は相対的記載事項であり、定款に記載又は記録しなければ、その効力を生じない（会社法28条一号）。
- 12○ 設立時発行株式を引き受ける者を募集する旨の決定は、発起人全員の同意を得なければならない（会社法57条）。